

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	三原福祉サービス株式会社福祉用具貸与事業所(介護予防福祉用具貸与)
所在地	広島県三原市中之町二丁目8番15号
介護保険指定番号	福祉用具貸与 3470900204
管理者・連絡先	吉田 健司 ・電話 0848-63-5083
サービス提供地域	広島県全域

2. 事業所の職員体制

職種	専門相談員の有無	人員			
管理者	有	1名	(常勤 1名	・ 非常勤	名)
営業	有	2名	(常勤 2名	・ 非常勤	名)
アフター	有	2名	(常勤 1名	・ 非常勤	名)
事務	有	1名	(常勤 2名	・ 非常勤	名)
一級建築士 1名	ヘルパー 2級	1名	住宅環境コーディネーター 2級		2名

3. 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 1名 (常勤) 専門相談員と兼務

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元化を行うとともに、自らも福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の提供に当たるものとする。

- 専門相談員講習会修了者 3名 (常勤 2名。管理者兼務 1名)

福祉用具の選定の援助・機能等の点検・使用方法の指導等・福祉用具の運搬・回収・修理・保管に当たる。

4. 取り扱う種目

事業所で取り扱う福祉用具の種目は、次のとおりとする。

- (1) 車いす
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換機
- (7) 手すり
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助杖
- (11) 認知症老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト (つり具の部分を除く)
- (13) 自動排泄処理装置

5. 利用料その他の費用の額

- 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]を提供した場合の品目ごとの利用料金の額は、別紙料金表の通りとする。利用料金等は、目録に記載し事業所に備え付けるものとする。
- 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の利用料は1カ月単位とするが、開始月と終了月は次に示すとおりとする。利用料金等は、目録に記載し事業所に備え付けるものとする。

(1) 開始月の利用料金

- 契約日がその月の15日以前：1ヶ月分の全額
- 契約日がその月の16日以後：1ヶ月分の1/2の額

(2) 終了月の利用料金

- ・解約日がその月の16日以後：1ヶ月分の全額

(3) 開始月と終了月が同じ月内に行われた場合は、1ヶ月分の全額の利用料金

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に「福祉用具貸与に係る料金表」で説明した上で、契約書に署名（記名捺印）を受けることとする。

6. 事故発生時の対応

- 一 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 二 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

7. 虐待防止に関する事項

- 一 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者
- (2) 虐待防止のため指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

8. その他運営に関する重要事項

- 一 事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - (2) 繼続研修年2回
 - (3) その他の研修
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 福祉用具の消毒は業者に委託するものとする。『きぼう作業所』
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は三原福祉サービス株式会社の社員及び関係職員との協議に基づいて定めるものとする。

9. 営業日・営業時間

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

《第2土曜日、第4土曜日、毎週日曜日、祝祭日、

夏季休暇（8/13～8/15）、年末年始休暇（12/31～1/3）を除く》

1 0. 利用者負担金

レンタル料金 別紙『福祉用具貸与サービス利用契約書』の通り

1 1. 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早 朝 6 : 0 0 ~ 8 : 3 0	通常時間帯 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	夜 間 1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
平日・土	△	○	△
日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

1 2. 本人若しくは代理人の求めがあれば、サービス提供記録を開示することができます。

1 3. 事業の目的及び運営の方針

別紙「福祉用具レンタルサービス契約約款」の通り

1 4. 福祉用具貸与の提供方法

平成30年介護保険法改正に伴い、福祉用具の複数提案等をカタログなどにより、説明をし、ご本人ご家族のご了解をいただき決定します。

1 5. 福祉用具貸与と購入の選択

下記の特定福祉用具について、利用者は、貸与と購入のいずれかを選択できる。

- (1) 固定用スロープ（可搬型は除く）
- (2) 歩行器（歩行車は除く）
- (3) 単点杖（松葉杖は除く）
- (4) 多点杖

1 6. 相談窓口・苦情相談

レンタルに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当係	三原福祉サービス（株）レンタル係
対応時間	午前8時30分～午後5時30分
電話	（0848）63-5083 FAX（0848）63-5092
緊急連絡先	080-3155-1444（吉田 健司 携帯）

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険連合会に苦情を伝えることができます。

広島県三原市	三原市役所 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係	（0848）67-6240
広島県尾道市	尾道市役所 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係	（0848）38-9440
広島県福山市	福山市役所 保健福祉局 介護保険課	（084）928-1166
豊田郡大崎上島町	木江支所 健康福祉課 介護保険係	（0846）62-0301
広島県世羅郡世羅町	世羅町役場 福祉課 高齢者地域包括支援係	（0847）25-0072
	各保健所に窓口があります	

広島県国民健康 保険団体連合会	介護福祉課 第二係	(082) 554-0783
--------------------	-----------	----------------